

一般社団法人  
コミュニティソーシャルサポート  
定 款

平成29年3月23日 作成

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人コミュニティソーシャルサポートと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域活性化に係る情報の収集、調査研究、提案・提言、啓発等の活動を推進することにより、心豊かな地域社会づくり及び地域経済の発展を通じ我が国の生活文化の向上に資することを目的とする。

(目的)

第4条 当法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 地域活性化に関する情報の収集、調査研究
2. 地域活性化に資する提案・提言及び普及啓発活動
3. 地域活性化に資する活動の質の向上・改善を図る研修の開催及び資格制度の設定・運営
4. 地域活性化に資する人材の育成
5. 地域活性化に資する国内外産業との連携体制の強化改善に関する調査・研究
6. その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人は、会員を次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 ー 当法人の目的に賛同し、次条の規定により入会した者
- (2) 賛助会員 ー 当法人の目的に賛同し、事業に協力しようとする者

(入会)

第7条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき

- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 当法人が解散したとき
- (4) 正当な理由なく、会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (5) 当該会員を除く総正会員が同意したとき
- (6) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の諸規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知する。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条から第11条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、賛助会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

### 第3章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催地)

第16条 社員総会は、主たる事務所の所在地で開催する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任または解任
- (3) 入会金、会費及び賛助会費の額
- (4) 理事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の事業報告及び収支決算報告の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。ただし、社員全員による同意があるときは、招集手続を経ることなく社員総会を開催することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印し、主たる事務所に社員総会の日から10年間備え置く。

## 第4章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事2名以上10名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選により定める。

(理事の職務及び権限)

第24条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 社員総会の決議により、理事に対して、その職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める基準による。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と  
その理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第31条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第33条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議に従って行う。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第36条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款変更)

第37条 この定款は、社員総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければ変更することができない。

(解散)

第38条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第40条 当法人の設立時の理事、代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 高山 れい子

設立時理事 高山 龍太郎

設立時代表理事 高山 れい子

(設立時社員の氏名、住所)

第41条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

東京都町田市成瀬台2丁目39番地14

高山 れい子

東京都町田市成瀬台2丁目39番地14

高山 龍太郎

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人コミュニティソーシャルサポートの設立に際し、設立時社員高山れい子及び高山龍太郎の定款作成代理人である行政書士櫻井正明は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年3月23日

設立時社員 高山 れい子

設立時社員 高山 龍太郎

上記設立時社員高山れい子及び高山龍太郎の定款作成代理人  
横浜市緑区鴨居1丁目12番9号 岩岡ハイツ302号室  
行政書士 櫻井正明  
登録番号 第08090619号